

第11回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要

2025年12月22日開催

2025年12月24日

第11回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「サステナWG」という）では、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告書（案）」（以下「報告案」）が事務局より示され、サステナビリティ情報の第三者保証制度のあり方を中心に議論が行われました。委員より概ね賛同する意見が示されたことから、第11回サステナWGでの議論を踏まえて、報告書の確定版が公表される予定です。

報告案の公表の経緯

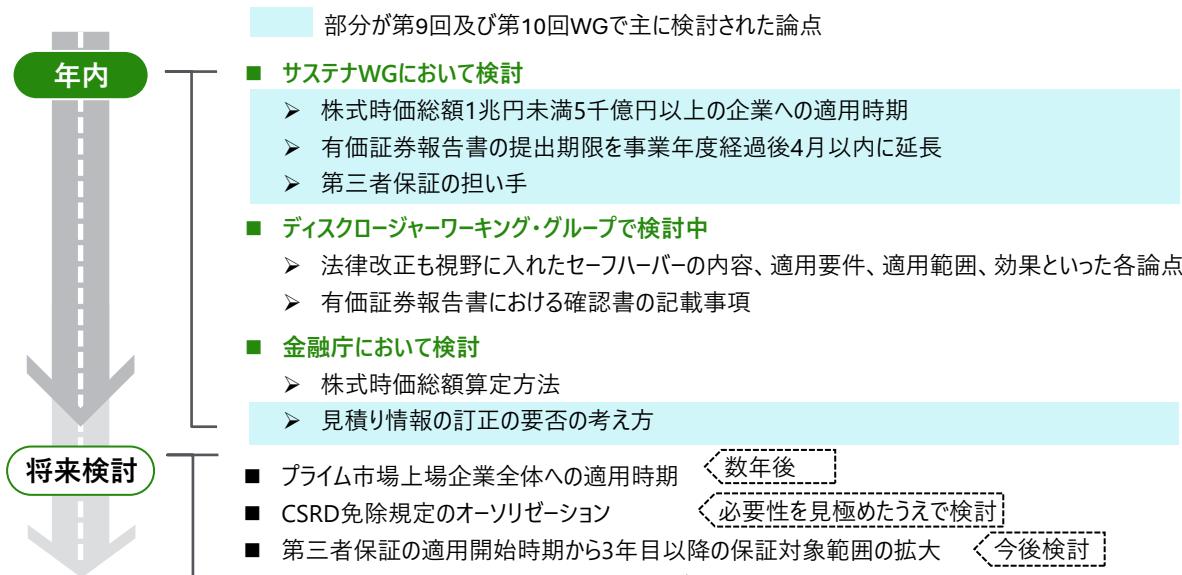
■中間論点整理の公表

サステナWGでは、2025年7月に「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」（以下、「中間論点整理」という）を公表しました。中間論点整理では、サステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）の有価証券報告書への適用開始時期や第三者保証制度の導入時期、さらに当初の保証の範囲などについて、引き続き検討すべき事項は残されているものの、企業の予見可能性を高め、準備期間を確保する観点から、それまでのサステナWG等での議論の状況を整理し公表したものです。中間論点整理の内容については、[会計情報Vol.589/2025年9月号 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理（2025年7月17日）](#)をご参照ください。

■引き続き検討するとされた論点

中間論点整理で残された論点（【図表1】参照）のうちサステナWGにおいて検討するとされた事項等について、2025年10月以降の第9回から第11回サステナWGにおいて、サステナビリティ情報の第三者保証のあり方を中心に審議が行われました。第11回WGにおいて、これらの検討結果を取りまとめた「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告書（案）」（以下「報告案」）（【図表2】参照）が事務局より示され、議論が行われました。

図表1 中間論点整理で引き続き議論することとされた論点



■WG報告案の概要

報告案の構成は、以下のとおりです（【図表2】参照）。

図表2 WG報告案

【図表X】は、本解説での図表	
はじめに	1
I. サステナビリティ情報の開示	2
1.国際動向及び我が国における制度導入に向けたロードマップ【図表3】	2
2.有価証券報告書の提出期限の延長	3
II. サステナビリティ情報の第三者保証	5
1.保証業務実施者に関する基本的な考え方	【図表4】【図表5】 5
2.保証業務実施者に関する規律のあり方	【図表5】 6
(1) 保証の範囲・水準、保証基準	6
(2) 登録要件	【図表6】 7
(3) 行為規制	【図表7】 8
(4) 検査・監督等	9
(5) エンフォースメント	【図表8】 9
3.その他の論点	【図表9】 11
おわりに	13

参考：金融庁ウェブサイト 第11回WG 資料1 [金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告（案）](#)（2025年12月22日）

サステナビリティ情報の開示

■国際動向及び我が国における制度導入に向けたロードマップ

我が国におけるサステナビリティ情報の開示・第三者保証制度の導入に関しては、諸外国の動向等を注視しながら検討する必要があるとして、EUや英国などの動向を参考にしつつサステナWGにおいて議論が行われました。中間論点整理では、我が国におけるSSBJ基準の適用・第三者保証の導入に係るロードマップが示され、東京証券取引所プライム市場上場企業を対象としたSSBJ基準の適用開始時期について、株式時価総額3兆円以上の企業は2027年3月期から、3兆円未満1兆円以上の企業は2028年3月期からSSBJ基準を適用することが示されました。また、第三者保証については、それぞれSSBJ基準の適用開始時期の翌期から導入（株式時価総額3兆円以上の企業は2028年3月期から、3兆円未満1兆円以上の企業は2029年3月期から導入）するとされました（【図表3】参照）。

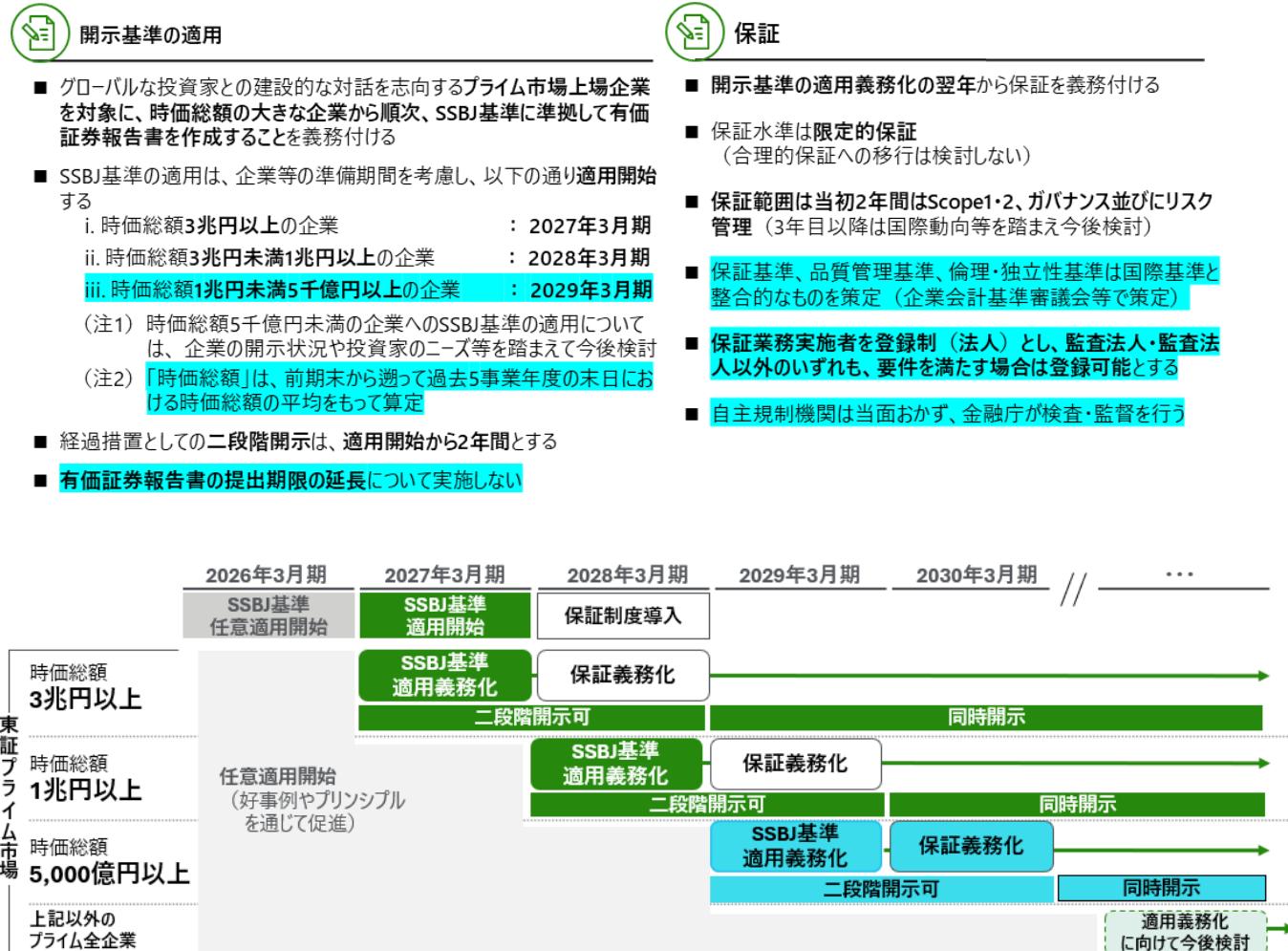
株式時価総額1兆円未満5,000億円以上の企業のSSBJ基準の適用開始時期については、中間論点整理では、2029年3月期からの適用を基本との案を示したうえで、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き検討し、本年中を目途にサステナWGで結論を出すことが適当であるとされました。第9回サステナWGでの検討を踏まえ、報告案では、中間論点整理で示されたとおりSSBJ基準の適用開始時期は2029年3月期からとし、第三者保証の導入時期はその翌年（2030年3月期）とすることが適当であるとの考えが示されました（【図表3】参照）。

なお、報告案では、株式時価総額5,000億円未満の企業へのSSBJ基準の適用と第三者保証の導入については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて引き続き検討していくことが重要であるとの考えが示されています（【図表3】参照）。

委員からは、3年目以降の保証範囲拡大の早期検討を提案する意見や、保証業務実施者の選任プロセスにおいては、金融商品取引法において選任プロセスへのガバナンス責任者の関与を規定するか、有価証券報告書で選任プロセスを開示することで独立性の担保が必要などといった意見などが示されました。

図表3 サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ

■ 部分が、報告案で方向性が示された事項



参考：金融庁ウェブサイト 第11回WG 資料2 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告（案）の概要（2025年12月22日）

■有価証券報告書の提出期限の延長

中間論点整理では、第三者保証が付されている場合における有価証券報告書の提出期限の延長については、これまでのサステナWGの議論において、早期の情報開示を望む意見があつたこと（特に財務情報の開示が遅れることに懸念あり）や、当初2年間の保証の範囲をScope1・2、ガバナンス及びリスク管理に限定する方向で検討されていること、また、欧州において比較的早期にCSRDに基づく情報開示が行われていることなどの観点を踏まえつつ、引き続き検討していくとされました。

中間論点整理の公表以降、サステナビリティ情報の開示・保証を巡る国内外の動向に特段の変化がみられないこと、第9回サステナWGでの議論において、延長しないことについて肯定的な委員の意見が多数を占めたことなどを踏まえ、報告案では、**有価証券報告書の提出期限は、事業年度経過後3月以内とする現行制度を維持することが適当であるとの考え方**が示されました。

委員からは、有価証券報告書の提出期限延長について将来的に検討を要望する意見や、二段階開示の実務的課題について有価証券報告書の提出期限延長の要否を含めて、数年後の再検討を強く要望するという意見なども示されました。

サステナビリティ情報の第三者保証

■保証業務実施者に関する基本的な考え方

サステナビリティ情報の保証業務の実施者については、国際的にみると監査法人が担い手となっている法域、あるいは監査法人に限定せず広く専門家が担い手（profession-agnostic）となっている法域があります。また、サステナビリティ保証に関する国際基準として開発されたISSA5000（国際サステナビリティ保証基準）やIESSA（サステナビリティ保証に関する国際倫理基準）は、監査法人だけでなくそれ以外の者も利用することが想定されており、保証業務を担う主体は各国の判断に任せられています。このような国際的な動向を踏まえ、保証業務の担い手について、監査法人に限定すべきとの意見と、限定すべきではないという意見など、様々な意見が委員から示されたため、中間論点整理では、保証業務の実施者については、本年中を目途にWGで結論を出すことが適当であるとされました。

第10回サステナWGでは、サステナビリティ保証に関する基本的な考え方が事務局より示され、議論が行われました。サステナWGでの検討を踏まえ、報告案において以下のような保証業務実施者に関する基本的な考え方が示されています。（【図表4】参照）

図表4 保証業務実施者に関する基本的な考え方

- 我が国における第三者保証制度の検討に当たっては、将来、プライム市場上場企業全体へサステナビリティ保証が拡大される可能性も見据え、保証の信頼性を確保しつつ、将来にわたって保証業務実施者を十分に確保する制度設計とする必要がある
- 我が国資本市場の国際的な信頼を確保し、あわせてグローバルに活躍する我が国の企業の活動を損なわないようにする観点からは、我が国の第三者保証制度が国際基準と整合的である必要がある
- 我が国におけるサステナビリティ情報の保証は、国際基準（保証基準（ISSA5000）、倫理・独立性基準（IESSA）のほか、国際品質マネジメント基準（ISQM1））と整合性が確保された基準に準拠して実施するものとし、こうした保証を実施できる者が監査法人であるかどうかにかかわらず保証業務実施者とすることを制度設計の基本的な考え方とすることが適当である
- なお、サステナビリティ情報の開示・保証については、これまで企業において任意の取組が見られるものの、開示・保証の実務は、未だ発展途上にあると考えられる
- 今後、SSBJ基準に準拠したサステナビリティ情報の開示が開始され、その開示・保証における実務が蓄積していくことと期待されるため、こうした実務の蓄積を踏まえて、制度の詳細や運用を引き続き検討していくことが望ましい

参考：金融庁ウェブサイト 第11回WG 資料1 [金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告（案）](#)（2025年12月22日）

委員からは、Profession-agnosticのメリットが生かせるような仕組みが重要であり、少しでも保証コストの安いところに流れるということがないようにすべき、という意見などが示されました。

報告案で想定しているサステナビリティ情報の第三者保証制度の概要は以下（【図表5】参照）のとおりです。

図表5 サステナビリティ情報の第三者保証制度

- 一定のプライム市場上場企業に対し、有価証券報告書等におけるSSBJ基準に基づく情報開示及び第三者保証を義務付ける
- サステナビリティ情報の保証は、国際基準と整合性が確保された基準に準拠して実施することとする
- 保証業務実施者を登録制（法人）とし、監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能

登録業者の規制概要

登録要件

- 業務執行責任者の設置など人的体制整備（業務執行責任者へサステナビリティ情報の保証に必要な専門的な知識・経験や能力を要求）
- 品質管理部門の設置など必要な業務体制の整備、一定の財産的基礎等

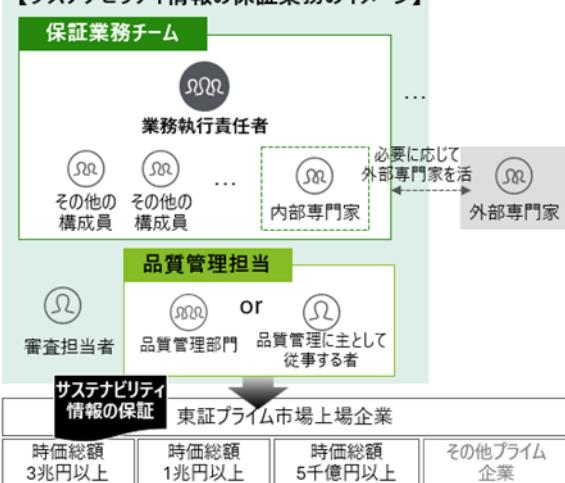
行為規制

- 国際基準（倫理・独立性基準）で求められる義務の遵守
- 具体的には、守秘義務、一定の非保証業務との同時提供禁止、業務執行責任者のローテーション等
- 登録業者への検査・監督は当面（自主規制機関ではなく）金融庁において実施

エンフォースメント

- 登録業者の法令違反等に対する行政処分（課徴金、業務改善命令等）を規定
- 虚偽「保証」について故意過失の立証責任が転換された民事責任を規定（注）

【サステナビリティ情報の保証業務のイメージ】



(注) 企業は一定の場合に虚偽記載に係る民事責任（立証責任が転換された責任）を負わないととされている（いわゆるセーフハーバー・ルール）

この場合には保証業務実施者も同様に、虚偽の「保証」に係る民事責任を負わないとととする。

参考：金融庁ウェブサイト 第11回WG 資料2 [金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告（案）の概要](#)（2025年12月22日）

■保証業務実施者に関する規律のあり方

報告案において、保証業務実施者の具体的な登録要件や行為規制などの考えが以下のように示されています。

（1）保証範囲・水準、保証基準

中間論点整理では、サステナビリティ情報の保証範囲及び保証水準について、第三者保証制度の適用開始時期から2年間は、有価証券報告書等におけるサステナビリティ関連財務開示のうち、Scope1・2、ガバナンス及びリスク管理に対する第三者保証を義務付けることとし、3年目以降については国際動向等を踏まえ、今後検討することが適当であるとされました。また、企業に過度な負担を課すことなく、第三者保証制度を円滑に導入するためには、保証水準は限定的保証とし、合理的保証への移行の検討はしないことが適当であるとされました。

中間論点整理の公表以降、サステナビリティ情報の開示・保証を巡る国内外の動向に足元大きな動きはないと、また、これまでのサステナWGでの議論を踏まえて、保証範囲及び保証水準に関しては、中間論点整理で示された方向性により制度設計をすることが適当であるとの考えが報告案で示されました。

なお、報告案では、保証業務実施者が準拠すべき基準については、国際基準（ISSA5000、ISQM1、IESSA）と整合性が確保された基準としたうえで、SSBJ基準に基づくサステナビリティ情報が企業の財務情報とも密接に関連するものであることから、企業会計基準や監査基準等の知見を踏まえた議論を行うことが必要であるとの考えが示されています。そのため、我が国における保証基準や品質管理基準、その他必要な基準のあり方については、企業や保証業務実施者にとって十分な準備期間を確保することにも留意しつつ、企業会計審議会において審議し、結論を出すことが適当であるとの考えが示されています。

委員からは、保証業務実施者が準拠すべき基準は、保証業務実施者の新規参入促進及び保証業務実施者の能力の確保の観点から、企業会計審議会で審議して欲しい旨の意見が複数示されました。また、SSBJ基準で新たなテーマ別基準が設定された場合、金融庁長官が当該基準を告示指定する流れと理解しているが、その際、保証範囲をいつどのように決めていくのか、決定プロセス・時間軸の明確化を要望する意見なども示されました。

(2) 登録要件

これまでのサステナWGでの検討を踏まえて、保証の質を確保できるよう国際基準を満たす必要があるとして、**保証業務実施者**に求める体制整備として以下のような事項を登録要件とすることが報告書で示されています（【図表6】参照）。

図表6 サステナビリティ保証業務実施者に求める登録要件

体制	登録要件
人的体制	<ul style="list-style-type: none">保証の提供にあたっては、保証業務を実施する責任者（業務執行責任者）を明らかにして行う必要があるため、サステナビリティ情報の開示・保証に必要な専門的知識・経験及び能力を有する者業務執行責任者を十分確保すること十分な業務従事者が配置されていること
品質管理体制	<ul style="list-style-type: none">保証業務の品質管理を適切に評価するため、品質管理部門又は品質管理に主として従事する者を設置すること個々の保証業務に携わるチームが行った重要な判断及び到達した結論についての客観的評価を実施する審査担当者が十分確保されていること
その他	<ul style="list-style-type: none">品質管理のためのガバナンスを実効的なものとするため、保証業務実施者が「法人」であること保証業務実施者による虚偽の証明などで投資者が損害を被った場合における賠償資力の確保といった投資者保護の観点から一定の資本金や出資金などの財産的基礎を求める

参考：金融庁ウェブサイト 第11回WG 資料1 [金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告（案）](#)（2025年12月22日）

なお、サステナWGにおいて議論された業務執行責任者について公認会計士資格を有する者に限定すべきか、という論点については、報告案では、財務情報とのつながりを確認、検証できる能力は重要であるものの、研修等を通じて必要な会計知識を取得するといった方法や、必要に応じて外部専門家の知見を活用するといった方法も考えられることから、公認会計士資格を有する者に限定する必要はないとの考えが示されています。

委員からは、監査法人・監査法人以外のいずれも要件を満たす場合は登録可能とするイコールフッティングを確保する制度案であるが、保証業務実施者の登録審査の厳格な運用を要望する旨の意見が複数示されました。

(3) 行為規制

これまでのサステナWGでの検討を踏まえて、保証の質を確保できるよう、独立性の確保その他の国際基準を満たす必要があるため、財務諸表監査において監査法人に求められる公認会計士法の規定を参考としながら、以下のような行為規制を課すべきとの考えが報告案で示されています（【図表7】参照）。

図表7 サステナビリティ保証業務実施者に課すべき行為規制

行為規制	保証業務実施者に求められる義務及び業務制限等
ローテーションルール	<ul style="list-style-type: none">同一の者が同一企業に対して長期間保証業務を実施することは、癒着や馴れ合いのおそれがあるため避けることが望ましいため、少なくとも業務執行責任者については、一定期間で同一企業に対する保証業務を外れる、いわゆるローテーションルールを求める
非保証業務との同時提供禁止等	<ul style="list-style-type: none">保証業務における利益相反を回避し、また利益相反の外観を呈しないよう、例えば、サステナビリティ情報の作成について助言を行った企業に対して保証業務を提供することや自らが出資する企業に対して保証業務を提供することといった一定の場合には、サステナビリティ保証業務実施者による保証業務の提供を禁止
守秘義務	<ul style="list-style-type: none">保証業務に関する者は保証業務を実施する過程で社外に伝達されることが予定されている会社経営に関する秘密事項を知り得る立場にあることから、保証業務に関する者に対する守秘義務を規定し、正当な理由なく業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密を他人に漏らす行為やこれを盗用する行為を禁止
その他	<ul style="list-style-type: none">保証業務を通じて、企業による有価証券報告書等において開示が求められるサステナビリティ情報の適正性の確保に影響を及ぼすようなおそれがある事実（法令違反等事実）を発見し企業において是正されない場合、当局へその旨を通知することなどを求める

参考：金融庁ウェブサイト 資料1 [金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告（案）](#)（2025年12月22日）

(4) 検査・監督等

保証業務実施者により提供される保証の質が確保されているかどうかをモニタリングする第三者機関についても、サステナWGにおいて議論が行われました。当局よりも迅速かつ機動的に対処できる、実務を踏まえた専門的な知見を提供できるといった観点から自主規制機関に委ねることが望ましいとも考えられますが、以下の理由から報告案では当面の間は自主規制機関ではなく、金融庁において検査・監督すべきであるとの考えが示されています。

- サステナビリティ情報の開示・保証実務は、企業による任意の取組が見られるものの発展途上にある
- 今後、法令に基づいて義務化された開示・保証実務が蓄積され、それに合わせた当局による検査・監督実務の蓄積も踏まえながら、当局及び関係者間で議論を進め、自主規制機関のあり方を検討することが望ましいと考えられる

(5) エンフォースメント

第10回サステナWGにおいて、保証業務実施者の責任のあり方について、行政責任、刑事責任、民事責任等の観点から議論が行われました。民事上のエンフォースメントに関連し、セーフハーバー・ルール（企業は一定の場合に虚偽記載に係る民事責任（立証責任が転換された責任）を負わないこととされる）についても、サステナWGにおいて議論が行われました。

中間論点整理では、セーフハーバーの内容・適用要件、適用対象、効果について法律改正も視野に入れて検討していくことが望ましいとされたため、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（以下「DWG」という）において議論が行われました。DWGでの議論を踏まえたセーフハーバー・ルールについての考え方方が「[金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（案）](#)」（第4回DWG 資料1（2025年12月18日））で示されています（注1）。

これらの議論を踏まえて、報告案では、以下のような考えが示されています。

図表8 エンフォースメントのあり方

行政上のエンフォースメント	<ul style="list-style-type: none">● 保証業務実施者の適切な業務運営を確保していくためには、行政上のエンフォースメント手段を整備することが必要である● 保証業務実施者の法令違反等に対する行政処分（課徴金制度、業務改善命令、業務停止命令等）に関する規定やこれら行政処分に係る調査の手段として報告徴求命令等の規定を整備する
民事上のエンフォースメント	<ul style="list-style-type: none">● 金融商品取引法においては、有価証券報告書等における重要な事項につき虚偽の記載があった場合や記載すべき重要な事項の記載が欠けていた場合、その監査証明を行った公認会計士、監査法人の虚偽証明責任が規定されている● これらの民事責任規定は、情報の非対称性があることなどから、原告の訴訟負担が過大にならないよう、故意又は過失がなかったことの立証責任を被告となった公認会計士又は監査法人へ転換することで原告による責任追及をしやすくし、もってエンフォースメント手段としての実効性を確保しようとする規定である● 情報の非対称性を踏まえた訴訟負担の軽減という民事責任規定の趣旨は、サステナビリティ情報の保証にも当てはまる● 保証業務実施者において、サステナビリティ情報の記載が虚偽であり又は欠けているにもかかわらず虚偽でなく又は欠けていないものとして保証した場合に関して、故意又は過失がなかったことの立証責任が保証業務実施者に転換された民事責任を規定すべきである● ディスクロージャーワーキング・グループにおいて議論された企業のセーフハーバー・ルール（注1）を前提に、企業にセーフハーバー・ルールが適用される場合、保証業務実施者においても上記の金融商品取引法上の民事責任（立証責任が転換された民事責任）を負わないものとすることが適当である（注2）
刑事上のエンフォースメント	<ul style="list-style-type: none">● 公認会計士法の規定の中には、業務が適切に実施されるよう、重要な行為規制の違反について罰則が科されるものがある（例えば、公認会計士及び監査法人の従業員等が守秘義務に違反した場合、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金が科される）● 保証業務実施者に課される行為規制のうち守秘義務については、企業が安心して情報提供できるようにするとともに、保証業務実施者が企業から積極的に情報を入手するうえで重要な行為規制である● 監査法人とそれ以外の保証業務実施者について規制のイコールフッティングを確保する必要があることから、保証業務実施者についても同様の罰則規定を設けるべきである

（注1） サステナビリティ情報には、将来情報や見積り情報、Scope 3 温室効果ガス（GHG）排出量のように、企業の統制の及ばない第三者から取得した情報といった、財務情報と比較すると、相対的に不確実性が高い情報が含まれています。企業において非財務情報のうちの将来情報、見積り情報、統制の及ばない第三者から取得した情報

(以下「将来情報等」という)に関する推論過程等の開示と確認書によって当該推論過程等が経営者等による確認対象となるという枠組を通じて、将来情報等の合理性が確保されることが期待されるとして、当該推論過程等と確認書における記載内容が真実であれば、その開示をもってセーフハーバー・ルールが適用され、金融商品取引法上の民事責任を負わないとの考えが、第4回DWG（2025年12月18日開催）で議論された「[金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（案）](#)」で示されました。

- (注2) 上記（注1）のような考えを前提にすると、保証業務実施者がサステナビリティ情報について虚偽があるにもかかわらず虚偽がないものと保証したことの民事責任は、企業による重要な虚偽記載等を前提とするため（金融商品取引法第21条第1項柱書）、企業にセーフハーバー・ルールが適用される場合、保証業務実施者も責任を負わないことは、金融商品取引法の規定と整合性があると考えられます。

参考：金融庁ウェブサイト 資料1 [金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告（案）](#)（2025年12月22日）

委員からは、セーフハーバー・ルールの適用要件について、判断規準を明確化すること、継続的にフォローアップしていくことが重要との意見などが示されました。また、委員からセーフハーバー・ルール適用時、業務改善命令等の行政処分は課されるかという質問があり、事務局よりセーフハーバー・ルールにより課徴金が免除されても、保証業務実施者の適切な業務管理体制不備等の理由で行政処分の可能性はある旨の見解が示されました。さらに、セーフハーバーの適用要件として将来情報等の推論過程等の開示が要求されるが、これを保証対象とする議論・検討が行われるか、という委員からの質問に対しては、事務局より企業会計審議会で保証基準を検討する際に、検討する予定である旨が示されました。

その他の論点

■任意の保証の取り扱い

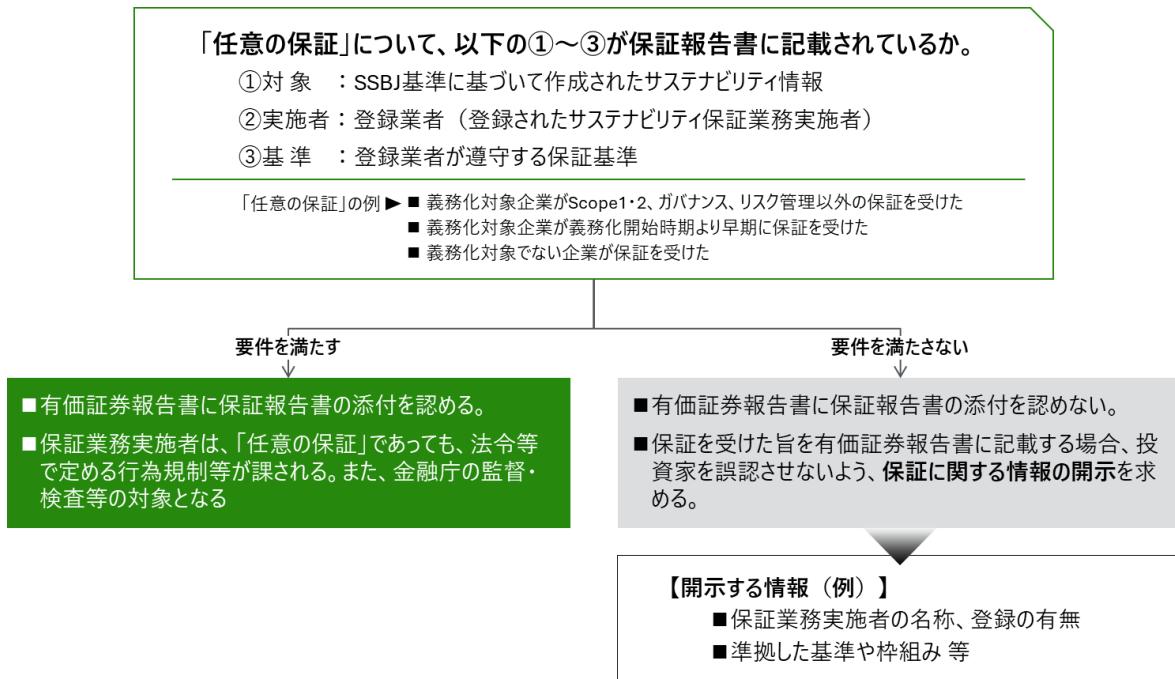
サステナWGでは、サステナビリティ情報に対する第三者保証制度の導入とあわせて、「任意の保証」の取り扱い（有価証券報告書等における開示すべき情報など）についても検討されました。第9回サステナWGでは、「任意の保証」とは、有価証券報告書等における義務的保証の対象でないサステナビリティ情報について保証を受けること（例：義務化対象企業がScope 3の保証を受けること）や、早期適用も含め義務化対象ではない企業が保証を受けることを指すとしたうえで、企業が自主的に保証を受ける「任意の保証」は、一定の場合には、開示情報の信頼性を高め、投資者保護にも資するため、保証報告書によって積極的に開示されることが望ましいと考えられることが事務局から示され議論が行われました。

サステナWGでの議論を踏まえて、企業が自主的に保証を受ける「任意の保証」が以下①②③を満たす場合、サステナビリティ情報の第三者保証制度に基づく保証と同様に、有価証券報告書等へ保証報告書を添付できることとするのが適当であるとの考えが報告案で示されました（【図表9】参照）。

一方、報告案では、とされました。当該要件を満たさない場合は、投資家を誤認させないよう、有価証券報告書等へ保証報告書の添付を認めるべきではないとの考えが報告案で示されました（【図表9】参照）。

なお、上記の要件を満たさない場合において、企業が任意に保証を受けた旨を有価証券報告書等に記載するときは、同様に投資家を誤認させないよう、例えば、保証業務実施者の名称、登録の有無・準拠した基準や枠組みといった情報、保証の結論、サステナビリティ情報の第三者保証制度に基づく保証ではない旨などの開示を求めるべきであるとの考えも報告案で示されました（【図表9】参照）。

図表9 任意の保証



参考：金融庁ウェブサイト [第9回WG資料1 事務局説明資料](#)（2025年10月30日） P.30, 31

委員からは、任意保証の要件を満たして有価証券報告書に保証報告書が添付された場合で、内容等に誤りがあった際のエンフォースメントはどのように考えるのかという質問があり、これに対して事務局から基本的に法定保証の場合と同様の旨の見解が示されました。

■有価証券報告書における保証業務実施者の選任理由及び保証報酬の開示

報告案では、保証業務実施者による保証報告書に対する信頼性の基盤として、保証業務の公正性・独立性を確保する観点から、有価証券報告書で開示が求められている監査の状況における監査公認会計士等の選任理由や監査報酬の内容の開示を参考に、企業に対して保証業務実施者の選任理由及び保証報酬を開示することを求めるとの考えが示されました。

委員からは、保証人選任・交代の理由の開示は透明性確保の観点で重要でありルールとしての手当てが必要であるという意見や、サステナビリティ保証の報酬額を有価証券報告書のどこに開示するかも重要であり、開示目的からは監査証明業務の報酬に含め、保証と監査の金額の内訳も開示すべきとの意見などが示されました。

今後の予定

座長より、報告案について概ね賛同が得られたことから、委員から示された意見等を踏まえ、事務局がDWG報告案を修正し、委員の了解を得た後に正式にDWG報告として公表（次回の金融審議会の総会で報告する）する旨が示されました。

なお、報告案では、以下の項目については今後の検討項目とされています（【図表10】参照）。

表10 今後の検討課題

報告書案の構成		報告書案で示された今後の検討課題	
はじめに	1		
I. サステナビリティ情報の開示	2		
1.国際動向及び我が国における制度導入に向けたロードマップ①	2	課題1	「国際動向及び我が国における制度導入に向けたロードマップ」のうち、株式時価総額5,000億円未満の企業へのSSBI基準の適用と第三者保証の導入： →引き続き検討
2.有価証券報告書の提出期限の延長	3		
II. サステナビリティ情報の第三者保証	5		
1.保証業務実施者に関する基本的な考え方	5	課題2	「保証業務実施者に関する基本的な考え方」： →サステナビリティ情報の開示・保証実務の蓄積を踏まえ、制度の詳細や運用を引き続き検討
2.保証業務実施者に関する規律のあり方	6		
(1) 保証の範囲・水準、保証基準	6	課題3	我が国における保証基準や品質管理基準、その他必要な基準のあり方： →企業会計審議会で審議
(2) 登録要件	7		
(3) 行為規制	8	課題4	3年目以降の保証範囲 →今後検討
(4) 検査・監督等	9		
(5) エンフォースメント	9	課題5	自主規制機関の設置に向けた検討 →今後検討
3.その他の論点	11		
おわりに	13		

参考：金融庁ウェブサイト 資料1 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告（案）（2025年12月22日）

委員からは、今後検討すべきである今回積み残しの論点については、制度導入後にレビュー・振り返りを実施することが重要であり、その方向性についても報告書に明記することを要望するという意見などが示されました。

以上

参考：金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第11回）議事次第：金融庁

関連記事：第10回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に關するワーキング・グループの概要

第9回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要

第8回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方にに関するワーキング・グループの概要

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイトトマツグループは、日本におけるデロイトアジア パシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トマツ、デロイトトマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイトトマツコンサルティング合同会社、デロイトトマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や重要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しましたは拘束させることはできません。DTTLおよびDTTLの各メンバーフームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のフームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクラシアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイトアジア パシフィックリミテッドはDTTLのメンバーフームであり、保証有限責任会社です。デロイトアジア パシフィックリミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、バンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアランブル、マニラ、メルボルン、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクラシアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クラシアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をベース（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトマツリミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・默示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーフーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依頼した人に関する直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれら法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>